

事務連絡
令和2年4月28日

西宮市指定就労移行支援事業者
西宮市指定就労継続支援A型事業者
西宮市指定就労継続支援B型事業者
西宮市指定就労定着支援事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について」の適用期間延長について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応に関し、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所による在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等については「新型コロナウイルス感染症への対応に係る就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における在宅での臨時的なサービス提供の取り扱い等について」（令和2年4月10日付西宮市生活支援課長ほか連名事務連絡）にてお示ししているところです。

しかしながら、感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の適用期間を延長し、下記の通りとします。

記

1. 適用期間

本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

以上

【問い合わせ先】
西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3423